

研究費の不正使用に関する取扱要項

平成 20 年 5 月 29 日
要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、研究活動の不正行為に関する規程第 2 条第 4 項に規定する研究費の不正使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において「研究費」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が研究者等に交付する研究費をいう。

② この要項において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

③ この要項において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法令その他本学の規則等に反する研究費の使用をいう。

(総括及び処理)

第 3 条 不正使用に係る調査、審理及び判定は、研究者等倫理委員会取扱要項に定める研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「倫理委員長」という。）が総括し、委員会が担当する。

② 不正使用に係る裁定は、委員会からの報告に基づき、最高管理責任者が行う。

(相談窓口)

第 4 条 学内外からの研究費の不正使用に係る相談の受付窓口を学術研究支援センターに置く。

② 相談窓口責任者には、学術研究支援センター長を充てる。

(告発窓口)

第 5 条 学内外からの研究費の不正使用に係る告発及び情報提供の受付窓口（以下「告発窓口」という。）を監査室並びに告発者保護の観点から学外の第三者機関に置く。

② 告発窓口は、次の業務を行う。

(1) 不正使用に係る告発の受付

(2) 不正使用に係る告発及び提供された情報の整理

(3) 異議申立ての受付（第 6 条第 2 項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）

(4) 告発者（第 6 条第 2 項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果等の通知

(告発の受付)

第 6 条 告発は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

② 告発は、顕名により行われ、不正使用を行ったとする者、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されてなければならない。ただし、告発者は、氏名の秘匿を希望することができる。

③ 第 1 項の告発は、原則として当該告発に係る事実発生の日から起算して、5 年以内に行わなければならない。

(告発の取扱い)

第 7 条 前条により告発があった場合は、告発窓口は速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。

② 前条第 1 項の告発のうち、書面など告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法の場合は、告発窓口が告発者に受け付けたことを報告する。ただし、告発として受け付けないと判断した場合は、告発者に報告しない。

(職権による調査)

第8条 最高管理責任者は、第6条の告発があった場合及び次に掲げる不正使用に係る情報を得た場合は、調査の開始を委員会に命ずることができる。

- (1) 研究者等の所属部局等から不正使用の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 大学から監査その他の方法により研究者の不正使用に係る情報を得た旨の報告を受けた場合
- (3) 報道、会計検査院等からの指摘及びその他信頼性のある不正使用の情報を得た場合

② 前項各号の報告の受付及び提供された情報の整理は、学術研究支援センターが行う。

(予備調査)

第9条 倫理委員長は、前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- ② 倫理委員長は、予備調査を実施するために、委員会に予備調査部会（以下「部会」という。）を置く。
- ③ 部会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からの事情聴取又は告発に係る書面に基づき、不正使用の存在の可能性の有無について調査する。
- ④ 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員会委員のうちから倫理委員長が指名する者 若干名
 - (2) その他委員会が必要と認めた者
- ⑤ 前項の委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- ⑥ 部会の長は、第4項第1号の委員のうちから、倫理委員長が指名する。
- ⑦ 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- ⑧ 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- ⑨ 委員会は、前項の報告に基づき、不正使用の存在の可能性を判定し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- ⑩ 委員会は、不正使用の存在が認められない場合には、告発者及び調査対象者（ただし、第7項の規定により事情聴取を行った者）に通知しなければならない。
- ⑪ 競争的研究資金の不正使用においては、本調査の実施の有無を告発等の受付から30日以内に、配分機関に報告しなければならない。
- ⑫ 前項のうち、本調査を実施する場合は、調査方針、調査対象、方法等についても、報告・協議しなければならない。
- ⑬ 最高管理責任者は、不正使用の存在が認められた場合には、裁定までの間、告発及び情報のあった研究に関わる研究費の支出の停止を命ずる。

(本調査)

第10条 前条の予備調査により不正使用の存在の可能性が認められた場合には、委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。

- ② 委員会は、本調査を実施する場合、調査委員会を置くものとする。
- ③ 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- ④ 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員会の委員のうち倫理委員長が指名した者
 - (2) その他委員会が必要と認めた者
 - (3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者
- ⑤ 前項の委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- ⑥ 調査委員会の委員長は、第4項第1号の委員のうちから倫理委員長が指名する。
- ⑦ 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査

(3) その他本調査の実施について、必要と認められる事項

- ⑧ 調査委員会は、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- ⑨ 競争的研究資金の不正使用においては、本調査の結果を配分機関に報告しなければならない。
- ⑩ 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告の提出、並びに正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(判定)

第11条 委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について判定を行う。

- ② 委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- ③ 委員会は、本調査の開始から90日以内に第1項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により告発者及び調査対象者に通知しなければならない。

(異議申立て)

第12条 告発者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、倫理委員長を通じ、最高管理責任者に対して異議の申立てをすることができる。

- ② 前項の異議申立ては、所定の異議申立書を倫理委員長に提出することにより行わなければならない。
- ③ 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

第13条 最高管理責任者は、前条の異議申立てを受理した場合は、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- ② 審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性の有無について20日以内に判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- ③ 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長のうちから最高管理責任者が指名した者
 - (2) 本学教員のうちから最高管理責任者が指名した者
 - (3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者
- ④ 審査委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- ⑤ 委員会、部会及び調査委員会の委員は、原則として、審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- ⑥ 審査委員会は、第2項の判定により再審理の必要がないと認めた場合には、速やかに当該判定の結果を文書により告発者及び調査対象者に通知するものとする。

(再判定)

第14条 最高管理責任者は、審査委員会が再審理の必要があると認めた場合は、委員会に対し、速やかに再判定を命ずるものとする。

- ② 委員会は、前項により再審理を命ぜられた場合は、第10条及び第11条の規定を準用して30日以内に再調査及び再判定を行わなければならない。
- ③ 委員会は、再調査を行うに当たり、調査委員会委員の交代、追加又は除外を行う。
- ④ 委員会は、前項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により告発者及び調査対象者に通知しなければならない。
- ⑤ 告発者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定及び公表等)

第15条 最高管理責任者は、第11条第1項（異議申立てにより、再審理を行ったときは前条第2項。）の判定が行われた場合に、不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の

相当額等について裁定を行う。

- ② 最高管理責任者は、前項の裁定の結果、不正使用の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる勧告及び通知を行う。
- (1) 調査対象者の所属する学部長等への勧告
 - (2) 競争的研究資金の不正使用においては、告発等の受付から 210 日以内に配分機関に対し、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等の最終報告書を提出(期日までに調査が完了しない場合でも中間報告書を提出)
 - (3) その他必要に応じて関連教育研究機関等への通知
- ③ 最高管理責任者は、第 1 項の裁定の結果、不正使用の存在が確認された場合は、個人情報等不開示に合理的な理由がある場合を除き、研究者氏名・所属、不正の内容、措置の内容、調査の方法・手順等を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

(措置)

第 16 条 前条の裁定により不正使用が明らかになった場合は、次の各号の措置を行うことができる。

- (1) 本学の研究者等による不正使用が明らかになった場合は、名城大学学則、名城大学大学院学則及び学校法人名城大学職員規則により懲戒を行うことができる。
 - (2) 本学の研究者等以外の者による不正使用が明らかになった場合は、速やかにその者の本務先と連絡をとる。
 - (3) 不正な取引に関与した業者が確認された場合は、固定資産及び物品調達事務細則の定めにより、取引停止等を行うことができる。
 - (4) その他不正使用を排除するために要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。
- ② 前項に関わらず、不正使用が明らかになった場合は、必要な法的措置をとることができる。

(調査対象者の保護)

第 17 条 最高管理責任者は、調査の結果、告発に係る不正使用の事実が認められなかった場合で、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉毀損等があった場合は、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐する者の同席)

第 18 条 第 9 条から第 14 条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第 19 条 不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(告発者の保護等)

- 第 20 条 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したこと及び告発に基づいて行われた調査に協力したことを理由に、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- ② 告発窓口の担当者及び倫理委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第 21 条 告発窓口の担当者及び当該告発に携わる調査関係者は、告発者、調査対象者、告発内容及び調査内容について、裁定結果の公表まで、告発者及び調査対象者の意に反して漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

(悪意に基づく告発)

第 22 条 倫理委員長は、不正使用に係る告発について、悪意に基づく虚偽の告発を行った者について、委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

② 最高管理責任者及び倫理委員長は、調査の結果、告発に係る不正使用の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 23 条 不正使用が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部署の協力を得て、学術研究支援センターが分掌する。

(疑義の裁定)

第 24 条 この要項の施行に際し、疑義が生じた場合は、学長の裁定による。

附 則

この要項は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。